

岩手県告示第 337 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、公共測量の実施（平成 19 年岩手県告示第 864 号）で公示した公共測量を終了した旨水沢市姉体地区（第 2 期）土地区画整理組合理事長から通知があった。

平成 20 年 4 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也